

会議録・令和5年12月13日第4回定例会（第3日目）

1. 招集の年月日 令和5年11月24日
2. 招集の場所 明和町議会議場
3. 開 会 12月13日 午前9時00分 議長宣告
4. 応 招 議 員 14名
 - 1番 宇 田 雅 行
 - 2番 中 井 啓 悟
 - 3番 田 邊 ひとみ
 - 5番 新 開 晶 子
 - 6番 江 京 子
 - 7番 北 岡 泰
 - 8番 辻 井 成 人
 - 9番 山 本 章
 - 10番 瀬 田 萌
 - 11番 高 橋 浩 司
 - 12番 綿 民 和 子
 - 13番 下 井 清 史
 - 14番 松 本 忍
 - 15番 奥 山 幸 洋
5. 不 応 招 議 員
なし
6. 出 席 議 員
14名
7. 欠 席 議 員
なし
8. 本会議に職務のため出席した者の職氏名
議会事務局長 松 井 友 吾
議 会 書 記 肥留間 晴 美 田 所 和 幸
9. 地方自治法第121条による説明のため会議に出席した者の職氏名
町 長 世古口 哲 哉 副 町 長 下 村 由美子
教 育 長 下 村 良 次 総務防災課長 朝 倉 正 浩
まちづくり戦略課長 森 下 純 税 務 課 長 西 尾 仁 志
生活環境課長 丹 合 信 隆 住民ほけん課長 日 置 加奈子

- 日程第13 議案第61号 令和5年度明和町齋宮跡保存事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第62号 令和5年度明和町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第63号 令和5年度明和町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第64号 令和5年度明和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第65号 令和5年度明和町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第66号 令和5年度明和町下水道事業会計補正予算（第1号）

(午前 9時 00分)

◎開会の宣告

○議長（奥山 幸洋） おはようございます。

ただいまの出席議員数は14人であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第4回明和町議会定例会第3日目の会議を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

日程につきましては、お手元の日程表により進めたいので、よろしく願いいたします。

新聞社等からの撮影許可の依頼がありましたので、許可したいと思います。

また、本日は、念のためシステム施工業者を傍聴席に待機させていただいておりますので、ご承知おきください。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（奥山 幸洋） 日程第1 会議録署名議員の指名については、会議規則第126条の規定により、議長から指名します。

10番 瀬田 萌 議員

11番 高橋 浩司 議員

の両名を指名します。

◎同意第6号、同意第7号の一括上程～採決

○議長（奥山 幸洋） お諮りします。

日程第2 同意第6号、日程第3 同意第7号を一括上程し、議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） ご異議なしと認めます。

したがって、

日程第2 同意第6号 明和町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

日程第3 同意第7号 明和町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

を一括上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 世古口哲哉 登壇）

○町長（世古口 哲哉） おはようございます。

ただいま一括上程されました同意第6号と同意第7号につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

まず、同意第6号 明和町固定資産評価審査委員会委員の選任同意につきまして、固定資産評価審査委員会委員の渡部邦昭氏の任期が令和5年12月23日に満了となります。

渡部氏は、これまで固定資産評価審査委員会委員として大変ご活躍され、その功績も大きく、適任者であることから引き続き選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意をお願いするものでございます。よろしくお願い申し上げます。

次に、同意第7号 明和町固定資産評価審査委員会委員の選任同意につきまして、固定資産評価審査委員会委員の堀木稔生の任期が令和5年12月23日に満了となります。

堀木氏は、これまで固定資産評価審査委員会委員として大変ご活躍され、その功績も大きく、適任者であることから引き続き選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意をお願いするものでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（奥山 幸洋） 提案理由の説明が終わりましたので、これから同意第6号 明和町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてを採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ、押し間違いはありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） なしと認めます。

これをもって採決を確定します。

賛成全員です。

したがって、同意第6号は同意することに決定しました。

続いて、同意第7号 明和町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてを採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し間違いはありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） なしと認めます。

これをもって採決を確定します。

賛成全員です。

したがって、同意第7号は同意することに決定しました。

以上で一括上程した案件の採決を終わります。

◎議案第52号の上程～採決

○議長（奥山 幸洋） 日程第4 議案第52号 明和町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

（副町長 下村由美子 登壇）

○副町長（下村 由美子） おはようございます。

ただいま上程されました議案第52号 明和町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、令和5年8月に国に出された人事院勧告に準じ、職員の給与について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（奥山 幸洋） 総務防災課長。

○総務防災課長（朝倉 正浩） それでは、議案第52号 明和町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、詳細説明を申し上げます。

議案書の4ページ、サムネイル5からをご覧くださいと思います。

本件につきましては、先ほどありました本年8月に国に出されました人事院勧告に基づきまして、給与表の改定と職員の期末手当等の支給率について改正を行うものでございます。

まず、給与表の改定でございますが、中段から別表第1以降ですが、改定率平均1.1%の引上げでございます。初任給が高卒者で1万2,000円、大卒者で1

万1,000円の引上げとなり、初任給付近を中心に全ての号給について改定となります。

次に、上段にあります第1条の期末手当と勤勉手当について、支給月数を期末及び勤勉手当でそれぞれ100分の5引き上げて、年間4.4月から4.5月とします。令和5年度の12月分として期末手当を100分の120から100分の125に、勤勉手当を100分の100から100分の105に引き上げます。

続いて、議案書の12ページ、サムネイル13では、令和6年度について、6月、12月とも期末手当を100分の125から100分の122.5に、勤勉手当を100分の100から100分の102.5に改定させていただくものでございます。

この実施時期につきましては、令和5年度分は公布の日の令和5年12月1日から、令和6年度分は令和6年4月1日から適用といたします。

資料の1-2-1からは、これらの内容を踏まえた条文の新旧対照表でございますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

○議長（奥山 幸洋） 説明が終わりました。

質疑される方はございませんか

田邊ひとみ議員。

○3番（田邊 ひとみ） ただいまの説明でちょっとなかった部分で、会計年度任用職員の昇給についてお伺いいたします。

会計年度任用職員もこの人事院勧告によって昇給という部分があるというふうに伺っておりますけれども、いろいろ話を聞いておりますと、自治体によって昇給の時期がいろいろであるということを知りましたので、明和町の現状、まずは近隣市町の現状等も分かりましたら、どのような形で昇給されているのか、説明をいただけたらと思います。

○議長（奥山 幸洋） 総務防災課長。

○総務防災課長（朝倉 正浩） 会計年度につきましては、まず制度上、明和町の場合は正職員の給与表に基づいてしております。ですので、今回改正をいたしますと、会計年度任用職員につきましても新給与表で1月から適用となります。

す。

なお、遡及等につきましては県内市町様々でありまして、近隣等の状況も踏まえまして、町としては遡及は適用しないということで対応しております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

田邊ひとみ議員。

○3番（田邊 ひとみ） 遡及というと、私の伺ったところによると、正職員の方は今年の4月に遡って改定をするということなんですけれども、明和町では正職員の方はそうされるけれども、会計年度職員の方に関しては、遡及というか、4月に遡るのではなくて、年が明けて1月からの対応ということでよろしいでしょうか。ちょっとその確認だけさせてください。

○議長（奥山 幸洋） 総務防災課長。

○総務防災課長（朝倉 正浩） 先ほど申しましたとおり、近隣等の状況を踏まえて1月から対応ということにしております。

○議長（奥山 幸洋） 他に質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 質疑される方がないので、これで議案第52号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

田邊ひとみ議員。

（3番 田邊ひとみ 登壇）

○3番（田邊 ひとみ） 失礼いたします。

ただいま上程されました本議案に対しまして、反対の立場で討論を行います。

職員の賃金の改善が行われること自体には賛成の立場でございますが、こちら明和町では、正職員の方は今年の4月に遡り実施をされますが、会計年度任用職員は年明けの1月からの反映とのことでございます。

三重県の職員は、正職員も会計年度任用職員も今年の4月に遡って実施されます。ですが、全国状況を見ても、会計年度任用職員について遡って実施されるのは約3割程度の自治体しかない、という報告も受けております。

賃金の改善が遡って実施されないということは、明らかに賃金に差をつけて取り扱うこととなってまいります。よって、本議案には反対をいたします。

○議長（奥山 幸洋） 他に討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第52号 明和町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第52号について、原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し間違いはありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） なしと認めます。

これをもって採決を確定します。

賛成多数です。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

◎議案第53号の上程～採決

○議長（奥山 幸洋） 日程第5 議案第53号 町長、副町長及び教育長の給料

及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 下村由美子 登壇)

○副町長(下村 由美子) ただいま上程されました議案第53号 町長、副町長及び教育長の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、令和5年8月に国に出された人事院勧告に準じ、町長、副町長及び教育長の期末手当について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長(奥山 幸洋) 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

総務防災課長。

○総務防災課長(朝倉 正浩) それでは、議案第53号 町長、副町長及び教育長の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、詳細説明を申し上げます。

議案書の15ページ、サムネイル16をご覧ください。

令和5年8月に国に出されました先ほどの人事院勧告の内容は、一般職員の期末・勤勉手当等の支給率を0.1月引き上げるものでございました。そこで、町長、副町長及び教育長の期末手当につきましても、一般職員と同じ支給率となるよう改定をお願いするものでございます。

町長、副町長及び教育長の給料及び旅費等に関する条例の一部改正として、令和5年度の12月分を100分の220から100分の230に引き上げ、令和6年度は、6月、12月とも100分の225に改正をさせていただくものでございます。

実施時期につきましては、令和5年度分は公布の日の令和5年12月1日から、令和6年度分は令和6年4月1日から適用といたします。

資料の1-2-14は、これらの内容を踏まえた条文の新旧対照表でございますので、後ほどご覧いただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（奥山 幸洋） 詳細説明が終わりました。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 質疑される方がないので、これで議案第53号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

田邊ひとみ議員。

（3番 田邊ひとみ 登壇）

○3番（田邊 ひとみ） ただいま上程されました議案第53号について、反対の立場で討論を行います。

人事院勧告は、あくまでも民間労働者と国家公務員の比較でございます。一般職の公務員は賃上げが迫りつつおらず、問題を解決するための努力が必要とされておりますが、特別職に関して引上げを行うことについては、現在、物価高騰に苦しんでいる町民の皆さんのことも考えずに行うことに対して、果たして町民の皆さんからの理解が得られるのでしょうかとの思いがございます。

よって、本議案に対して反対の立場を取らせていただきます。

○議長（奥山 幸洋） 他に討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第53号 町長、副町長及び教育長の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第53号について、原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し間違いはありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(奥山 幸洋) なしと認めます。

これをもって採決を確定します。

賛成多数です。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

◎議案第54号の上程～採決

○議長(奥山 幸洋) 日程第6、議案第54号 明和町課設置条例の全部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 世古口哲哉 登壇)

○町長(世古口 哲哉) ただいま上程されました議案第54号、明和町課設置条例の全部改正につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、近年の社会情勢の変化と多様化する各種施策に対応するとともに効率的な行政運営を推進するため、本条例の改正を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長(奥山 幸洋) 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

総務防災課長。

○総務防災課長（朝倉 正浩） それでは、議案第54号 明和町課設置条例の全部を改正する条例につきまして、詳細説明を申し上げます。

本件は、町の行政運営を効率的で柔軟に進めるとともに、きめ細やかな町民サービス等を効果的に進めていく必要があることから、組織機構の編成を行いたく、課設置条例の全部を改正しようとするものでございます。

それでは、議案書の17ページ、サムネイル18からをご覧ください。

第1条、設置では、地方自治法第158条第1項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌させるため次の課を置くことと規定し、1号から12号までの課を置くこととしています。

第2条の事務分掌は、各課の事務分掌を規定しております。

19ページ、サムネイル20をご覧ください。

第3条、町長の権限に属さない事務では、会計管理者及び教育委員会の権限に属する事務について、それぞれ設けることができると規定しています。

第4条は委任条項で、事務分掌及び組織、職制等について規則で定めると規定しております。

なお、附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行することとしております。また、これまでの課設置条例は廃止することといたします。

なお、別添資料のほうで1-1-1に組織図を添付しておりますので、また後ほどご覧いただきたいと思っております。

○議長（奥山 幸洋） 詳細説明が終わりました。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 質疑される方がないので、これで議案第54号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第54号 明和町課設置条例の全部を改正する条例を採決します。

議案第54号について、原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し間違いはありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） なしと認めます。

これをもって採決を確定します。

賛成全員です。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

◎議案第55号の上程～採決

○議長（奥山 幸洋） 日程第7 議案第55号 明和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

（副町長 下村由美子 登壇）

○副町長（下村 由美子） ただいま上程されました議案第55号 明和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、地方税法及び地方税法施行令の一部改正に伴い、出産する予定または出産した被保険者に係る国民健康保険税の減額措置を実施するものでござい

ます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（奥山 幸洋） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（西尾 仁志） ただいま上程されました議案第55号 明和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、詳細説明を申し上げます。

国では、持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が5月19日に公布され、順次施行されることとなりました。

これを受け、資料3-1-1、サムネイル17でございますけれども、こちらをご覧くださいますと、1の改正理由は、地方税法及び地方税法施行令の一部改正に伴い、子育て世帯の経済的負担の軽減及び次世代の育成支援を進める観点から、出産する予定または出産した被保険者に係る産前産後期間の国民健康保険税の所得割額及び均等割額を減額するため、このたびの国保税条例の一部改正となりました。

2の概要につきましては、出産する予定または出産した被保険者に係る産前産後期間に相当する分の所得割額及び均等割額の減額規定を国保税条例の第23条と第24条に追加するものでございます。

次の3の施行期日は、全国一斉に令和6年1月1日から施行し、1月以降の該当期間に免除が適用されます。

なお、免除される国保税は、資料3-1-2、サムネイル18でございますけれども、これ以降の新旧対照表に記載がございますが、簡単にご説明申し上げますと、出産する予定または出産した国保被保険者であり、単胎妊娠の場合は出産月の前月から4か月間、多胎妊娠は、出産予定月の三月前から6か月間を免除期間としております。所得制限はございません。

ただし、議案第55号、サムネイル21から24及び資料の3-1-2から3-1

－ 6、サムネイルは18から22まででございますけれども、こちらの文章のみではイメージがしにくいいため、資料の3－1－7、サムネイル23のイメージ図を例としてご説明申し上げます。

上段の①イメージ図のア、単胎妊娠の場合、出産月または出産予定月の前月から翌々月までの4か月間が免除期間となります。その下のイ、多胎妊娠につきましては、出産月または出産予定月の三月前から翌々月の6か月間が免除期間となります。

このイメージを当てはめたのが下記の②出産スケジュールイメージ図でございます。

まず、例1は、今年の11月に単胎出産した場合、4か月間の国保税減税に該当しますが、条例の施行日が6年1月1日のため、1月のみの免除となります。その下の例2では、例1と同様11月出産でございますが、多胎出産のため6か月間が免除ですが、単胎の場合と同様、条例の施行日が6年1月1日のため、1月のみの免除となります。

また、その下にイメージ図例3と例4がございますけれども、それぞれ来年の1月に出産した場合を示しております。おのおのの該当期間と免除期間を示しておりますが、出産月により免除期間のパターンが異なってまいりますので、この図を参考にさせていただきますようお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。

○議長（奥山 幸洋） 詳細説明が終わりました。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 質疑される方がないので、これで議案第55号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第55号 明和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第55号について、原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し間違いはありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） なしと認めます。

これをもって採決を確定します。

賛成全員です。

したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

◎議案第56号の上程～採決

○議長（奥山 幸洋） 日程第8 議案第56号 明和町手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

（副町長 下村由美子 登壇）

○副町長（下村 由美子） ただいま上程されました議案第56号 明和町手数料条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行に伴う地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（奥山 幸洋） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（日置 加奈子） それでは、議案第56号 明和町手数料条例の一部を改正する条例につきまして、詳細説明を申し上げます。

資料といたしましては、5-1-1から5-1-3、サムネイル24から26です。今回改正させていただいた別表の新旧対照表になります。

国民の利便性の向上及び行政運営の効率化を図るため戸籍法が改正され、令和6年3月1日から、本籍地以外の全国の市区町村の窓口で戸籍証明書の取得可能、いわゆる広域交付が可能になります。また、新たに戸籍電子証明書というオンライン上で行政手続をする際に利用可能な戸籍の証明書が発行できることになることから、明和町手数料条例の一部改正が必要となります。このことを受け、当該条例の別表について、項目及び字句の追加、分かりやすい表現への改正を行います。

議会資料5-1-1をご覧ください。

まず、改正前の10号、11号におきまして、町が発行する証明書等で広域交付に係るものを追加いたします。また同時に、戸籍の証明書に係る表現について、これらを含む関係する各号において分かりやすい表現に改めております。ただし、手数料の額は、もともと明和町は標準額としておりますので、それと同額としております。それが改正後の10号、12号になります。

次に、電子証明書に係る項目を新たに追加しております。戸籍電子証明書は400円、除籍電子証明書は700円で、これは国の標準額となります。

これらの改正を行うため、改正前の10号の後ろと11号の後ろに1号ずつ追加をすることから、改正後に11号と13号を新たに追加し、資料5-1-2から3にありますように、以下の号を2号ずつ繰り下げる改正をいたしたいと思いま

す。

この条例は、令和6年3月1日から施行いたします。

説明は以上でございます。

○議長（奥山 幸洋） 詳細説明が終わりました。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 質疑される方がないので、これで議案第56号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第56号 明和町手数料条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第56号について、原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し間違いはありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） なしと認めます。

これをもって採決を確定します。

賛成全員です。

したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

◎議案第57号の上程～採決

○議長（奥山 幸洋） 日程第9 議案第57号 明和町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

（副町長 下村由美子 登壇）

○副町長（下村 由美子） ただいま上程されました議案第57号 明和町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、こども家庭庁設置法の施行に伴い関係法律が整備され、子ども・子育て支援法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（奥山 幸洋） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

こども課長。

○教育課長（兼）こども課長（菅野 亮） ただいま上程されました議案第57号 明和町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について、詳細説明を申し上げます。

第4回定例会議案資料の14-1-1をご覧ください。サムネイルは29です。

改正理由といたしまして、こども家庭庁設置法の施行に伴い関係法令が整備され、子ども・子育て支援法の一部が改正されたことから所要の改正を行うものです。

子ども・子育て支援法で子ども・子育て会議の設置等を内閣府に定められておりました第72条から第76条までが削られ、第77条が第72条に繰り上がりました。資料の14-1-2をご覧ください。こちらの新旧対照表の左側が改正

後でございます。

この条例については、公布の日から施行いたします。

以上でございます。

○議長（奥山 幸洋） 詳細説明が終わりました。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 質疑される方がないので、これで議案第57号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第57号 明和町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第57号について、原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し間違いはありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） なしと認めます。

これをもって採決を確定します。

賛成全員です。

したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

◎議案第58号の上程～採決

○議長（奥山 幸洋） 日程第10 議案第58号 明和町保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

（副町長 下村由美子 登壇）

○副町長（下村 由美子） ただいま上程されました議案第58号 明和町保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、こども家庭庁設置法の施行に伴い関係法律が整備され、子ども・子育て支援法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（奥山 幸洋） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

こども課長。

○教育課長（兼）こども課長（菅野 亮） ただいま上程されました議案第58号 明和町保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例について、詳細説明を申し上げます。

議案資料の14-1-3をご覧ください。サムネイルは31です。

改正理由は、先ほどの一部改正と同様、こども家庭庁設置法の施行に伴い関係法令が整備され、子ども・子育て支援法の一部が改正されたことから所要の改正を行うものでございます。

子ども・子育て支援法で内閣総理大臣が厚生労働大臣に事前協議をすることを定めておりました第19条第2項が削られ、同条が1項のみとなったことから、

同条を引用している条文等を改めます。資料14-1-4、新旧対照表をご覧ください。この左側が改正後でございます。

以上でございます。

○議長（奥山 幸洋） 詳細説明が終わりました。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 質疑される方がないので、これで議案第58号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第58号 明和町保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第58号について、原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し間違いはありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） なしと認めます。

これをもって採決を確定します。

賛成全員です。

したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

◎議案第59号の上程～採決

○議長（奥山 幸洋） 日程第11 議案第59号 明和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

（副町長 下村由美子 登壇）

○副町長（下村 由美子） ただいま上程されました議案第59号 明和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、こども家庭庁設置法の施行に伴い関係法律が整備され、子ども・子育て支援法の一部が改正されたことなどに伴い、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（奥山 幸洋） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

こども課長。

○教育課長（兼）こども課長（菅野 亮） ただいま上程されました議案第59号 明和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、詳細説明を申し上げます。

資料の14-1-5をご覧ください。サムネイルは33です。

改正理由といたしまして、こども家庭庁設置法の施行に伴い子ども・子育て支援法の一部が改正されたこと、それから、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部が改正されたこと、また、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等

の運営に関する基準の一部が改正されたことから、所要の改正を行うものです。

概要ですが、（１）は先ほどの２点の条例改正と同様で、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備による改正でございます。

（２）は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、いわゆる認定こども園法の改正に伴う所要の改正です。認定こども園法第３条第10項が削られ、第11項が第10項となったことから、それを引用している条文を改めるものです。削られた内容につきましては、指定都市等の長が都道府県知事に報告するという部分でございます。

（３）は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴う所要の改正です。実質的な意味の変更ではなく、読替規定の追加となっております。

資料14-1-6から14-1-14は新旧対照表でございますので、後ほどご確認をお願いします。

以上でございます。

○議長（奥山 幸洋） 詳細説明が終わりました。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 質疑される方がないので、これで議案第59号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第59号 明和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関

する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第59号について、原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し間違いはありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(奥山 幸洋) なしと認めます。

これをもって採決を確定します。

賛成全員です。

したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

◎議案第60号から議案第66号の一括上程

○議長(奥山 幸洋) お諮りします。

日程第12 議案第60号から日程第18 議案第66号を一括上程し、議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(奥山 幸洋) ご異議なしと認めます。

したがって、

日程第12 議案第60号 令和5年度明和町一般会計補正予算(第5号)

日程第13 議案第61号 令和5年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正予算
(第3号)

日程第14 議案第62号 令和5年度明和町国民健康保険特別会計補正予算
(第2号)

日程第15 議案第63号 令和5年度明和町介護保険特別会計補正予算(第3

号)

日程第16 議案第64号 令和5年度明和町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第1号)

日程第17 議案第65号 令和5年度明和町水道事業会計補正予算(第1号)

日程第18 議案第66号 令和5年度明和町下水道事業会計補正予算(第1号)

を一括上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 世古口哲哉 登壇)

○町長(世古口 哲哉) ただいま一括上程されました議案第60号から議案第66号につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第60号 令和5年度明和町一般会計補正予算(第5号)は、歳入歳出予算に10億5,090万円の追加をお願いするものでございます。

歳出の主なものといたしまして、議会費では、本会議場のマイク設置に係る工事請負契費の追加をお願いしております。

総務費では、ふるさと寄附事業に係る経費や住民基本台帳システムの改修に係る経費の追加をお願いしております。

民生費では、福祉医療費助成の子ども医療費や障害福祉サービスに係る介護給付費の追加をお願いしております。

衛生費では、前年度の新型コロナウイルス感染症対策の国庫支出金精算に伴う返還金の追加をお願いしております。

農林水産業費及び土木費では、施設の修繕料の追加をお願いしております。

教育費では、教育支援ソフトの更新に係る経費や就学援助費の追加をお願いしております。

諸支出金では、基金への積立金を計上しております。

歳入は、国庫支出金、寄附金、繰越金などの追加でございます。

続きまして、議案第61号 令和5年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正予

算（第3号）は、歳入歳出予算に6,684万7,000円の追加をお願いするものでございます。

歳出の主なものといたしまして、総務費で、史跡の土地購入費の追加をお願いしております。

歳出は、国庫支出金、繰入金及び繰越金の追加でございます

続きまして、議案第62号 令和5年度明和町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算に29万1,000円の追加をお願いするものでございます。

歳出は、総務費と保険事業費で給与費関係の追加をお願いしております。

歳入は、繰入金及び繰越金の追加でございます。

続きまして、議案第63号 令和5年度明和町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算に5,034万2,000円の追加をお願いするものでございます。

歳出の主なものといたしまして、保険給付費で居宅介護サービス給付費の追加をお願いしております。

歳入は、国庫支出金、支払基金交付金、繰越金などの追加でございます。

続きまして、議案第64号 令和5年度明和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算に1,694万2,000円の追加をお願いするものでございます。

歳出の主なものといたしまして、諸支出金で一般会計への繰出金の追加をお願いしております。

歳入は、繰入金及び諸収入の追加でございます。

続きまして、議案第65号 令和5年度明和町水道事業会計補正予算（第1号）は、歳出予算に138万6,000円の追加をお願いするものでございます。

水道事業費用及び資本的支出において給与費関連の追加と、水道事業費用において印刷製本費の追加をお願いしております。

続きまして、議案第66号 令和5年度明和町下水道事業会計補正予算（第1

号)は、歳出予算を384万4,000円減額するものでございます。

下水道事業費用において給与費関連の減額と、光熱水費及び印刷製本費の追加をお願いしております。

詳細につきましてはそれぞれ担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

◎議案第60号の詳細説明

○議長(奥山 幸洋) 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

まず、議案第60号につきまして、予算に関する説明書の9ページ、歳出、第1款・議会費からお願いします。

総務防災課長。

○総務防災課長(朝倉 正浩) それでは、詳細説明をさせていただきますが、各科目の説明をさせていただく前に、全般にわたります人件費の関係につきまして、正規職員、会計年度任用職員に係る分は私から一括して説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

黄色の表紙、予算に関する説明書の38ページ、一番最後のほうですけれども、その次のページ、タブレットではサムネイル41からとなります。こちら、一給一から給与費明細書を提出させていただいておりますので、これに基づきましてご説明をさせていただきます。

まず、補正をお願いいたします主な理由につきましては、給料及び職員手当では、退職や休職による給料等の減額、人事院勧告に準じた給料表の改定、期末・勤勉手当の増額、早期退職に伴う特別負担金の増額と今年度の人事異動に伴います支出科目の組替えが主な理由でございます。

それでは、一給一の上の表でございますが、特別職からご説明をいたします。

まず、「長等」の町長、副町長、教育長になりますが、比較の欄で期末手当が20万4,000円の増額となっております。これは、先ほどの令和5年の人事院勧告に伴う期末手当の支給率0.1月分の引上げ、令和5年12月の期末手当において増額をしたことによるものでございます。共済費の9万9,000円の増額は、期末手当の増に伴う増額によるものです。

次に、次のページ、一給二をご覧ください。

まず、アの会計年度任用職員以外の職員でございますが、これは正規職員の分でございます。

給与費のうち給料で476万円の減額でございます。令和5年度人事院勧告の給料表の改定に伴う増額と、予定外の退職や育児休業による減額との相殺によるものでございます。

職員手当で3,569万3,000円の増額でございます。

増減の主な理由をその下の職員手当の内訳の表でそれぞれご説明いたしますと、扶養手当が52万1,000円の減で、これは対象となる扶養親族の減によるものです。

通勤手当が25万8,000円の増、これは転居などが主な要因でございます。

住居手当が111万2,000円の増、これは賃貸住宅への入居者の増によるものでございます。

管理職手当が49万4,000円の減で、管理職職員が当初の見込みより1名減となったものでございます。

期末手当の189万7,000円の増と勤勉手当の93万3,000円の増は、令和5年人事院勧告により、期末手当・勤勉手当支給率をそれぞれ0.5月分引き上げたことによるものでございます。

時間外手当は1,200万円の増で、令和6年度固定資産税の評価替えや各種給付金事業への対応によるものなどでございます。

特殊勤務手当、宿日直手当の増減はございません。

児童手当は44万5,000円の増、これは支給対象児童の増によるものでございます。

退職手当組合負担金は2,006万3,000円の増、これは三重県市町総合事務組合への負担金のうち、主に早期退職に係る特別負担金分によるものでございます。管理職員特別勤務手当からの増減はなしでございます。

それから、共済費は10万2,000円の減額で、負担率の増と退職者や育児休業者分の減などの相殺によるものでございます。

続きまして、イの会計年度任用職員でございますが、給与費のうち報酬でございますが、455万8,000円の増でございます。主に令和5年人事院勧告の給料表の改定による増額でございます。

給料は3万円の増で同様の理由でございます。

職員手当の増額の内訳につきまして、最低賃金が973円に改定された影響により、期末手当が29万円の増額となりました。

通勤手当、時間外手当、退職手当負担金、保育士等処遇改善手当は増減はございません。

共済費は401万円の増でございます。主な要因としまして、雇用保険料率と社会保険料負担率の増と人事院勧告による報酬の増額、新規採用者の増員による影響でございます。

また、給与費明細書の項目にはありませんが、会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償についても、人員の入替えに伴い、各科目で増額しております。

次の(2)は、給料及び職員手当の増減額の明細でございます。

次のページ、(3)給料及び職員手当の状況につきましては、統計的な資料でございますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

なお、各特別会計についても給与費明細書を添付してあります。それぞれ予算額の増減がございしますが、その理由は、令和5年人事院勧告による給料表の改定や期末・勤勉手当の支給率の増のほか、人事異動に伴う増減が主な理由となっておりますので、後ほどご確認ください。

以上でございますが、この後、詳細説明におきまして、各科目及び各特別会計で人件費、支出科目で申しますと2節の給料、3節の職員手当等、4節の共済費、8節の旅費、会計年度任用職員費用弁償についてそれぞれ補正を計上しておりますが、ただいまの説明をもちまして、予算説明書に青字で給与費関係と記載しておる人件費については、各課長からの説明は省略をさせていただきたいと思っておりますので、ご了承いただきたいと思います。

それでは、9ページに戻りまして、サムネイル11をご覧いただきたいと思います。

1款・議会費、1項・議会費、1目・議会費のうち、10節・需用費で45万9,000円の増額をお願いしております。これは、委員会室のマイク23台分の充電電池交換による消耗品費22万8,000円、また、議会だよりの印刷と議事録製本に係る単価高騰による印刷製本費23万1,000円でございます。

14節・工事費38万5,000円は、機構改革に伴う課の増加等に対応するため、この議場の執行部側マイク3台の追加設置に係るものでございます。

続きまして、11ページに移りまして、2目・広報費のうち10節・需用費の印刷製本費で24万円の追加補正をお願いしております。これは、広報めいわの発行費用として印刷経費の単価高騰によるものでございます。

○議長（奥山 幸洋） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（森下 純） 続きまして、10目・企画費のうち、ふるさと寄附事業で3億4,000万円を計上しております。

内訳といたしまして、7節・報償費は1億5,000万円、ふるさと寄附に関する返礼品代、11節・役務費は1億5,500万円、ふるさと寄附の返礼品郵送料等で8,000万円、サイト等の手数料で7,500万円、12節・委託料は3,500万円、ふるさと納税に関する業務委託料でございます。これは、当初予算で計上しておりました寄附額5億円を上回る見込みとなったことから、追加で5億円分の寄附に関する経費を計上したものとなっております。

○議長（奥山 幸洋） 生活環境課長。

○生活環境課長（丹合 信隆） 続きまして、一番下の欄になりますけれども、13目・地域振興費に250万円の追加補正をお願いしております。

こちらは、デマンドバス運行業務委託料でございます。本年10月2日からチョイソコめいひめが本格運行へ移行し、運行日及び運行時間が拡大されたことに伴う運行経費の増加分となります。12節・委託料で250万円の増額補正をお願いしております。

○議長（奥山 幸洋） 住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（日置 加奈子） 13ページ、14ページをご覧ください。サムネイルは15、16になります。

下の欄です。3項・戸籍住民基本台帳費、1目・戸籍住民基本台帳費のうち、住民基本ネットワークシステム費、12節・委託料の住民基本台帳システム等改修委託料で1,003万1,000円を計上しております。

こちらは、法改正により戸籍における氏名の振り仮名記載が法制化され、それに関連して住民票や戸籍の附票、マイナンバーカードへのローマ字記載の整備など、これから令和8年度までに順次進められていくことになっており、今回は、まず、既存の住基システムと戸籍附票システムについて必要な改修をするものでございます。全国の市区町村で整備が進められるもので、国庫補助対象で補助率は100%ということですが、自治体の人口規模により今回は上限がございます。

続けて、15ページ、16ページ、サムネイル17、18をご覧ください。

下のほうです。3項・民生費、1項・社会福祉費、1目・社会福祉総務費のうち社会福祉総務費で、次のページの19節・扶助費、災害見舞金で50万円を計上しております。17ページ、18ページになります。本年度当初に計上しておりました分は既に執行済みで、さらに先般発生しました火災の分と今年度中の災害に備えるため、50万円の予算の増額を計上させていただいております。

次に、福祉医療助成事業の19節・扶助費、子ども医療費で1,400万円の増額を計上しております。

コロナウイルスやインフルエンザ、その他の感染症の流行で全国的に医療費が大幅に増えており、さらにこれからも引き続き医療費の増加が予測され、子ども医療費に不足が見込まれることから増額をお願いするものでございます。

○議長（奥山 幸洋） 健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（青木 大輔） 相談支援総務費の22節・償還金利子及び割引料に2,000円を計上しております。これは、過年度国県等支出金返還金で、令和4年度の生活困窮者就労準備支援等事業補助金の額の確定を受けて返還するものです。

○議長（奥山 幸洋） 住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（日置 加奈子） 2目・国民健康保険事務費に25万4,000円の増額補正をお願いしております。内訳としましては、27節・繰出金に25万4,000円を計上しております。

これは国民健康保険特別会計への繰出金で、国民健康保険特別会計の総務費に係るものでございます。詳細は、国民健康保険特別会計のところでご説明いたします。

続きまして、3目・後期高齢者医療事務費に75万3,000円の増額補正をお願いしております。内訳といたしましては、27節・繰出金に75万3,000円を計上しております。

これは後期高齢者医療特別会計への繰出金で、総務費に係るものと後期高齢者医療広域連合に納付する保険基盤安定制度負担金に係るものであります。保険基盤安定制度負担金については、4分の3の県負担があります。詳細は、後期高齢者医療特別会計のところでご説明いたします。

○議長（奥山 幸洋） 健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（青木 大輔） 5目・障がい者福祉費で7,416万9,000円を計上しております。内訳としまして、障がい者福祉費の7,415万7,000円は7節・報償費で44万円を計上しております。これは通院、社会参加などの際の手話通訳者への謝金で、前年度に比べ手話通訳の申込みが増えたことによる増額補正

となっております。

11節・役務費に13万円を計上しております。これは手話通訳派遣コーディネータ料で、三重県聴覚障害者支援センターへ手話通訳者を派遣依頼するためのコーディネータ料です。これも前年に比べて手話通訳の申込みが増えたことによる増額となっております。

12節・委託料25万5,000円を計上しております。これは電算システムの改修業務委託料で、障害福祉サービスの報酬改定に伴うシステム改修業務委託料となっております。

19節・扶助費に6,600万円を計上しております。これは介護給付費6,600万円となっております。介護給付費については、手帳保持者数、サービス利用者数が年々増加しているほか、コロナ禍で受入れしていなかった事業所が再開したことなどが主な要因で、年度末において不足が生じる見込みであることから増額をお願いするものでございます。

22節・償還金利子及び割引料に733万2,000円を計上しております。これは過年度国県等支出金返還金で、令和4年度の障害者自立支援給付費国庫負担金など、3つの負担金の額の確定を受けて返還するものです。

障がい者生活支援センター費の1万2,000円は、22節・償還金利子及び割引料の過年度国県等支出金返還金で、令和4年度の地域生活支援促進事業における国庫補助金及び県補助金の額の確定を受けて返還するものです。

続きまして、6目・高齢者福祉費では1,112万9,000円を計上しております。内訳は、19節・扶助に264万円を計上しております。これは養護老人ホーム入所措置費で、入所者の1名増による増額分となっております。

次に、27節・繰出金で848万9,000円を計上しております。介護保険の事務費に係る分を介護保険特別会計へ繰り出すものですが、詳細は介護保険特別会計の歳出で説明をさせていただきます。

○議長（奥山 幸洋） 住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（日置 加奈子） それでは、19ページ、20ページ、サムネイ

ル21、22をお願いいたします。

2項・児童福祉費、1目・児童福祉総務費に442万3,000円の増額補正をお願いしております。内訳といたしましては、22節・償還金利子及び割引料に442万3,000円を計上しております。

そのうち、まず、児童手当の過年度国県等支出金返還金といたしまして10万7,000円を計上しております。これは、令和4年度児童手当交付金の特例給付分の精算に伴う返還分となります。

○議長（奥山 幸洋） 健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（青木 大輔） 子ども・子育て支援保険事業の22節・償還金利子及び割引料3万1,000円は過年度国県等支出金返還金で、令和4年度の児童虐待・DV対策等総合支援事業における国庫補助金の確定を受けて返還するものです。

○議長（奥山 幸洋） 住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（日置 加奈子） 同じく22節・償還金利子及び割引料で、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業の過年度国県等支出金返還金といたしまして428万5,000円を計上しております。これは、令和4年度低所得の子育て世帯生活支援特別給付金の補助金の精算に伴う返還分となります。

○議長（奥山 幸洋） こども課長。

○教育課長（兼）こども課長（菅野 亮） 3目・児童保育費のうち、20ページの下ですけれども、18節・負担金補助及び交付金で352万3,000円の増額補正をお願いしております。内訳といたしまして、次の22ページの18節・負担金補助及び交付金で3つの事業補助の増額を計上しております。いずれも私立認定こども園への補助でございます。

民間保育支援事業補助45万4,000円は、ゼロ歳児の年度途中での入所月の変更に伴う増額でございます。

障がい児保育事業補助204万円は、4月に新規で入園した児童に対し、加配保育士を1人追加で配置したことによる増額でございます。

保育対策総合支援事業補助102万9,000円は施設の改修費用補助で、木造テラス部分の改修に対する補助でございます。なお、この施設の改修費用補助につきましては、国から補助率2分の1の補助がございまして歳入で計上しております。

○議長（奥山 幸洋） 健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（青木 大輔） 4款・衛生費、1項・保健衛生費、1目・保健衛生総務費の新型コロナウイルス感染症対策費、22節・償還金利子及び割引料に2,227万4,000円を計上しております。これは過年度国県等支出金返還金で、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業におけるワクチン接種者数が想定より少なかったため、国庫補助金を返還するものです。

続いて、25ページ、26ページをご覧ください。

5目・成人保健対策推進費、22節・償還金利子及び割引料に93万9,000円を計上しております。成人保健対策推進費における過年度国県等支出金返還金で、令和3年度の感染症予防事業費等国庫負担金の額の確定を受けて返還するものです。

6目・母子衛生費のうち母子保健事業で、22節・償還金利子及び割引料に35万6,000円を計上しております。これは過年度国県等支出金返還金で、令和4年度の母子保健衛生費国庫補助金の額の確定を受けて返還するものです。

○議長（奥山 幸洋） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂口 昇） 25ページ、26ページ、6款・農林水産業費、1項・農業費、3目・農業振興費のうち10節・需用費、施設修繕料では301万円の追加補正をお願いしております。こちらは、昭和63年に建設をしました下尾ライスセンターの軽量手動シャッター1基とオーバースライダーシャッター1基が老朽化により開閉不可能となりましたことから、今回、修繕工事を実施するものでございます。

議案資料の7-1-1、サムネイルは27をご覧ください。

左側の写真が下尾ライスセンターの位置図、そして右側の写真が軽量手動シ

ャッターになります。スプリングシャフトや鍵などの老朽化により、開閉及び施錠が不可能となりましたことから、今回、必要な部品交換をさせていただきたいと考えております。

続きまして、資料7-1-2、サムネイルは28をご覧ください。

左側の写真がオーバースライダーシャッターの外観でございます。開閉不可能となりました原因は、右側の写真にありますとおり、上部にありますスプリングなどの巻き上げ装置が老朽化により正常に機能しないため、スプリング、ワイヤー、シャフトなどの巻き上げ装置一式の交換を行うものでございます。

それでは、予算説明書にお戻りください。

続きまして、4目・畜産業費では12万7,000円の追加補正をお願いしております。燃油や電気料金の高止まりにより経営を圧迫されております松阪食肉公社に対しまして、令和4年度に引き続いて支援を行う事業でございます。

支援対象期間である令和5年4月から令和6年3月の間に、燃油及び電気料金の基準額を超過すると予想される1,700万円のうち1,500万円を、松阪食肉公社の出資自治体である三重県並びに17市町が支援を実施するものでございます。全体の支援額1,500万円のうち2分の1の750万円を県が負担し、残る750万円を17市町が各市町の負担割合に応じて案分をいたしますので、明和町の負担額は12万7,000円となります。

続きまして、27ページ、28ページをご覧ください。

5目・農地費でございます。農地費のうち14節・工事請負費、排水路浚渫工事103万円を減額し、12節・委託料、測量設計委託料への組替えをお願いしております。

今年度予算をお認めいただき、明星幹線排水路の明星地内の規制構造物3か所の撤去を予定しておりましたが、令和5年6月に発生しました台風2号の影響により、明星幹線排水路下流部にて道路の冠水が発生いたしました。幹線排水路の施設管理者である明和土地改良区と協議の結果、規制構造物の撤去は、下流側の堆積土砂の浚渫及びコンクリート底打ち工事を実施した後に実施をす

るべきとの結論に至りましたことから、今回、事業箇所の変更を行うものでございます。この工事箇所の変更に伴い測量設計業務を実施するため、工事請負費103万円を減額し、委託料に組替えをお願いするものでございます。

また、15節・原材料費では、明和町維持修繕用資材支給事業要綱に基づきまして、自治会並びに土地改良区などを対象として、農業用排水路などの維持管理費に必要となる資材を支給するため、当初90万円の予算をお認めいただいております。しかし、今年度、多くの自治会様よりご利用いただき、予算も残り僅かとなっております。引き続き各自治会からもご要望いただいておりますので、30万円の追加補正をお願いいたします。

○議長（奥山 幸洋） 建設課長。

○建設課長（西尾 直伸） それでは、27ページの下段でございます。サムネイルは31番でございます。

8款・土木費、1項・土木管理費、1目・土木総務費のうち、12節・委託料で55万円の増額をお願いしております。

次のページへいっていただきまして、12節・委託料で、訴訟に対する弁護士委託料55万円の増でございます。8月の臨時会で説明いたしました訴訟は、10月12日に第1回口頭弁論が津地方裁判所で行われ、弁論は終結いたしました。12月14日に判決の言渡しがございます。訴訟及び相手方の上告に対応する弁護士費用でございます。

それから、2項・道路橋梁費、2目・道路橋梁維持費で200万円の増額をお願いしております。施設修繕料で200万円の増でございます。主に道路舗装などの応急対応費で、予算額は900万円でございます。11月末時点で執行率は81%で、このままでは年度末までに応急対応ができなくなるため、増額をお願いするものでございます。

それから、3目・道路新設改良費、狭あい道路整備促進事業でございます。補償費85万円を減額し、建設工事費へ85万円増額をお願いしております。

21節・補償・補填及び賠償金で電柱移設補償として計上してはありますが、

境界確定と詳細設計により移設が不要となりました。これを14節の工事請負費の工事費として増額し、事業の進捗を図りたいと思います。

○議長（奥山 幸洋） 教育課長。

○教育課長（兼）こども課長（菅野 亮） 次のページ、31、32ページをご覧ください。

10款・教育費、1項・教育総務費、2目・学校運営費のうち、12節・委託料に2,675万円の追加補正をお願いしております。令和2年度に導入したG I G Aスクール構想による1人1台端末のi P a dで使用する教育支援ソフトを更新するものでございます。令和6年3月末で契約期間が終了するため、4月からの使用に間に合うよう追加補正をお願いいたします。

続きまして、2項・小学校費、1目・小学校費のうち右のページ、小学校施設管理費は、10節・需用費で120万円の追加補正をお願いしております。

これは施設等修繕料で、斎宮小学校の体育館雨水排水管の接続不良改修及びそれに伴う敷地内陥没の修繕、それから明星小学校の浄化槽用ポンプの交換、それと上御糸小学校の校庭道路際のイチョウ伐採等でございます。この上御糸小学校につきましては、落ち葉が道路や近隣の住居に飛んでいって対応に苦慮しておりまして、剪定するものでございます。

その下、小学校運営費では、感染症対策費の予算の組替えとして10節・需用費の消耗品費から87万円を減額し、17節・備品購入費に87万円を増額しております。備品につきましては、気化式大型送風機、それから空気清浄機能つきエアコン、アップルTVなどがございます。

その下、小学校教育振興費では、19節・扶助費において就学援助費275万円の追加補正をお願いしております。就学援助認定者の決定により認定者が増えたことによるものでございます。

続きまして、2目・小学校給食費のうち、次の33ページ、34ページですが、17節・備品購入費で16万円の追加補正をお願いしております。これは給食用備品購入費用で、斎宮小学校における検食保存用冷凍庫の不調により新規に購入

するものでございます。

続きまして、3項・中学校費、1目・中学校費のうち右のページ、中学校施設管理費は、10節・需用費で38万円の追加補正をお願いしております。これは施設等修繕料で、中学校駐車場入り口に設置しております防犯カメラが地下埋設のLANケーブル不具合により不調を起こしているため修繕するもの、それと第2グラウンドの男子トイレのブースの修繕費でございます。

その下、中学校運営費では、小学校と同様に感染症対策費の予算の組替えとして、10節・需用費の消耗品費から42万3,000円を減額し、17節・備品購入費に42万3,000円を増額しております。プロジェクターの購入費用でございます。

その下、中学校教育振興費では、19節・扶助費において就学援助費135万円の追加補正をお願いしております。小学校費と同じく、就学援助認定者が増えたことによる追加でございます。

続きまして、次の35、36ページ、5項・社会教育費、1目・社会教育総務費のうち右のページ、二十歳のつどい運営費、12節・委託料に10万円の追加補正をお願いしております。これは、次のページ、38ページの二十歳のつどいの照明設備設置・運営委託料でございます。総合体育館の制御盤の故障により舞台照明が操作不能となりましたが、早期の修繕等が難しいことから、当日の照明等について業務委託を行うものでございます。

続いて、2目・社会教育費で予算の組替えをお願いしております。人権教育市町村事業の7節・報償費から2万円を減額し、10節・消耗品費に2万円を増額しております。この事業、子ども支援ネットワーク・アクション事業は、県費100%の委託事業でございます。

○議長（奥山 幸洋） 斎宮跡・文化観光課長。

○斎宮跡・文化観光課長（稲浦 満） 4目・文化財保存活用費で348万9,000円の追加補正をお願いしております。

文化財保存活用費の27節・繰出金の328万円につきましては、特別会計で説明いたします。

齋宮のハナショウブ群落保存事業、14節・工事請負費の20万9,000円は、ハナショウブ群落指定地内にある石碑が傾いていたことから、当初予算で傾きを直しつつ見やすいよう向きを変える費用を計上してございましたが、文化庁に現状変更の申請を行ったところ、指定地の外に移設するよう指示があったことから、不足する工事費について追加補正をお願いするものです。なお、増額分についても、令和3年度に実施したクラウドファンディングの残金を活用させていただきます。

○議長（奥山 幸洋） 教育課長。

○教育課長（兼）こども課長（菅野 亮） 6項・保健体育費、1目・保健体育総務費、18節・負担金補助及び交付金で80万円の追加補正をお願いしております。これは、全国大会等参加選手強化費補助でございます。昨年度までコロナ禍で各種全国大会が自粛傾向でしたが、開催される大会が増え、また、予選を勝ち抜き全国大会に出場される選手も増えており、追加をお願いするものでございます。

2目・体育施設費、21節・補償・補填及び賠償金で260万円の追加補正をお願いしております。これは、町体育施設の指定管理を委託しております明和町体育協会との基本協定書に基づき、電気料金、ガス料金の高騰及び人件費の引上げに伴う補償・補填を行うものでございます。

明和町体育協会は、法人化をしていない組織で、事業による収益確保を目的とせず、基本的に利益を上げない経営方針で運営をしております。そのような中で事業者内の留保資金や積立金等も保有をしておらず、町が指定管理をお願いしている他の事業者と比べても事業基盤は弱い状況です。そのような中で、昨年度からの物価高騰、また最低賃金の引上げ等により運営が大変厳しくなっておりまして、基本協定書の第26条に規定するリスク分担に基づき、急激な物価の変動に伴う補償・補填を行うものでございます。

○議長（奥山 幸洋） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（森下 純） その下、12款・諸支出金、1項・基金費、

1目・ふるさと寄附基金費、24節・積立金で1億6,000万円を計上しております。これは、今回の追加補正に計上しますふるさと寄附の寄附金額から経費を差し引いた分を基金に積み立てるものでございます。

続いて、下の段、4目・財政調整基金費、24節・積立金で3億1,900万円を計上しております。これは、9月定例会で認定いただきました令和4年度一般会計の決算の剰余金のうち2分の1の金額を、地方財政法第7条の規定に基づき、財政調整基金へ積立てを行うものでございます。

○議長（奥山 幸洋） 歳出の説明が終わりましたので、続きまして、5ページ、歳入の説明をお願いします。

健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（青木 大輔） それでは、5ページ、6ページ、サムネイル7、8をご覧ください。

15款・国庫支出金、1項・国庫支出金、1目・民生費国庫負担金、3節・障害者自立支援給付費負担金に3,435万6,000円を計上しております。これは、障害者自立支援給付費負担金1,915万円及び障害児施設給付費等負担金1,385万円で、歳出で説明しました障害福祉サービス費等の増額補正に対する国庫負担金となっております。補助率は2分の1でございます。

また、過年度分障害児施設給付費の追加交付として135万6,000円を計上しております。

○議長（奥山 幸洋） 住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（日置 加奈子） 5節・児童手当負担金に25万3,000円を計上しております。こちらは令和4年度の児童手当負担金の追加交付分の国庫負担分で、補助率は3分の2です。

続きまして、2項・国庫補助金、1目・総務費国庫補助金に869万円の増額補正をお願いしております。内訳といたしまして、1節・総務費補助金で869万円を計上しています。こちらは、歳出、総務費、戸籍住民基本台帳費のところで説明いたしました住民基本台帳システム等改修費に係る補助金です。補助

率については100%ということですが、自治体の人口規模により条件が決められておりますので、その分を計上しております。

○議長（奥山 幸洋） 健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（青木 大輔） 2目・民生費国庫補助金、1節・民生費補助金に117万7,000円を計上しております。これは、障がい者福祉システム改修の国庫補助金11万4,000円と介護保険システム改修の国庫補助金106万3,000円で、補助率はいずれも2分の1でございます。

2節・障害者地域生活支援事業費等補助金に22万円を計上しております。これは、歳出で説明しました手話通訳謝金の増額に対する国庫補助分です。補助率は2分の1です。

16款・県支出金、1項・県負担金、1目・民生費県負担金、4節・障害者自立支援給付費負担金に1,717万8,000円を計上しております。これは、障害者自立支援給付費負担金957万5,000円及び障害児施設給付費等負担金692万5,000円で、歳出で説明しました障害福祉サービス費等の増額補正に対する県負担金で、補助率は4分の1でございます。

また、過年度障害児施設給付費等負担金の追加交付として67万8,000円を計上しております。

○議長（奥山 幸洋） 住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（日置 加奈子） 5節・後期高齢者医療保険基盤安定負担金に44万3,000円の増額を計上しております。こちらは、歳出、民生費、後期高齢者医療事務費のところで説明いたしました後期高齢者医療広域連合に納付する保険基盤安定制度負担金に係る県負担金で、補助率は4分の3です。

続きまして、6節・児童手当負担金に3万6,000円の増額を計上しています。こちらは、令和4年度児童手当交付金の精算による県負担分の追加交付分です。補助率は6分の1です。

2項・県補助金、2目・民生費県補助金に662万4,000円の増額補正をお願いしています。内訳といたしまして、1節・社会福祉費補助金に600万円を計上

しております。こちらは、歳出、民生費、社会福祉総務費のところでご説明いたしました子ども医療費に対する県補助金分です。現状の県補助金の補助対象はゼロ歳から12歳の年度末まで、補助率は2分の1となっております。

○議長（奥山 幸洋） こども課長。

○教育課長（兼）こども課長（菅野 亮） 2節・児童福祉費補助金に51万4,000円の増額を計上しております。これは、歳出の際にご説明しました児童保育費における保育対策総合支援事業補助、施設の改修費用に対する補助で、補助率は2分の1です。

○議長（奥山 幸洋） 健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（青木 大輔） 3節・障害者地域生活支援事業費等補助金に11万円計上しております。これは、歳出で説明しました手話通訳謝金の増額に対する県補助分です。補助率は4分の1です。

○議長（奥山 幸洋） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（森下 純） 7ページ、8ページの上段をご覧ください。

18款・寄附金、1項・寄附金、1目・総務費寄附金、1節・総務費寄附金に増額分として5億円を計上しております。こちらはふるさと寄附金で、想定額を10億円と見込み追加補正をさせていただくものでございます。

○議長（奥山 幸洋） 住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（日置 加奈子） 続きまして、19款・繰入金、1項・特別会計繰入金、1目・後期高齢者医療特別会計繰入金に1,618万9,000円の増額補正をお願いしております。内訳は、1節・後期高齢者医療特別会計繰入金で1,618万9,000円となっております。

これは、令和4年度の後期高齢者医療特別会計に係る療養給付費負担金の精算による返還金を一般会計に戻すものでございます。そして、この分については、後期高齢者医療特別会計で一般会計へ戻すための繰出金として計上しております。

○議長（奥山 幸洋） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（森下 純） その下、2項・基金繰入金、5目・ふるさと寄附基金繰入金、1節・ふるさと寄附基金繰入金に20万9,000円を計上しております。こちらは、歳出で斎宮跡・文化観光課長から説明をいたしました斎宮のハナショウブ群落の石碑移設工事の増額分に、令和3年度実施のクラウドファンディングの残金を基金より取り崩し充当するものでございます。

続いて、下、6目・財政調整基金繰入金、1節・財政調整基金繰入金は、1億2,465万8,000円の減額でございます。こちらは、他の歳入の追加に伴い、財政調整基金からの繰入れを減額するものでございます。

続いて、その下、20款・繰越金、1項・繰越金、1目・繰越金、1節・繰越金に5億7,358万2,000円を計上しております。こちらは前年度繰越金で、補正後の金額は、令和4年度一般会計決算の剰余金の額6億3,722万6,000円でございます。

○議長（奥山 幸洋） 健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（青木 大輔） 21款・諸収入、4項・雑入、3目・雑入、1節・雑入に1,660万1,000円を計上しております。これは宮川福祉施設組合運営負担金返還金で、組合の解散に伴い行った精算による返還金となっております。

○議長（奥山 幸洋） お諮りします。

議事整理のため暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 異議なしと認めます。

よって、こちらの時計の10時45分まで暫時休憩いたします。

（午前 10時 34分）

（午前 10時 45分）

○議長（奥山 幸洋） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

健康あゆみ課長より発言を求められておりますので、許可します。

健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（青木 大輔） すみません、1点訂正をさせていただきたい
と思います。

一般会計、25ページ、26ページの成人保健対策推進費で、返還金のところを
令和3年度の負担金の確定と言ったんですけれども、令和4年度の負担金が確
定したことによる返還金です。申し訳ありませんでした。

○議長（奥山 幸洋） 以上で議案第60号の詳細説明を終わります。

◎議案第61号の詳細説明

○議長（奥山 幸洋） 続きまして、議案第61号の説明を歳入、歳出併せてお願
いします。

齋宮跡・文化観光課長。

○齋宮跡・文化観光課長（稲浦 満） 歳出から説明いたします。

齋宮跡保存事業特別会計、7ページ、8ページ、サムネイルは9、10をご覧
ください。

1 款・総務費、1 項・総務管理費、1 目・一般管理費の125万9,000円は人件
費でございますので、割愛をさせていただきます。

2 目・保存活用費、16節・公有財産購入費の史跡土地購入で6,558万8,000円
の追加補正をお願いします。

こちらは、史跡内の土地の買上げ要望をいただいております中の5筆分の購
入につきまして、国及び県からの追加の補助金交付決定が2月1日に出される
見込みです。しかしながら、土地購入に係る事務手続として契約から支払いに
は1か月半程度かかるものであり、年度内に確実に手続を完了していくため、

今回補正をお願いするものです。なお、財源につきましては、国庫補助80%、県補助15%、残り5%が町負担となります。

続いて、4目・歴史的風致維持向上計画推進費で予算の組替えの補正をお願いしております。こちらは、歴まち事業の東加座広場の南北道、延長250メートル、幅員4メートルを令和6年度に整備していくに当たり、設計測量委託を前倒しで実施したく、工事費予算150万円の委託費への組替えをお願いするものでございます。

次に、歳入の説明に移らせていただきます。

5ページ、6ページ、サムネイルは7、8をご覧ください。

1款・国庫支出金、1項・国庫補助金、1目1節・史跡等購入費補助金で5,247万円の増額をお願いします。

2款・県支出金、1項・県補助金、1目1節・史跡等購入費補助金で983万8,000円の増額をお願いします。

3款・繰入金、1項・他会計繰入金、1目1節・一般会計繰入金は、補助の残り分328万円の増額となり、一般会計でもそれに伴い、繰出金の増額を同額お願いしております。

4款1項1節1目・繰越金は、125万9,000円の増額をお願いします。こちらは前年度繰越金でございます。

◎議案第62号の詳細説明

○議長（奥山 幸洋） 続きまして、議案第62号の説明を歳入、歳出併せてお願いいたします。

住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（日置 加奈子） まず、歳出のほうから説明をさせていただ

きます。

予算に関する説明書の国民健康保険特別会計、7ページ、8ページをお願いいたします。サムネイルは9、10です。

1款・総務費、1項・総務管理費、1目・一般管理費と5款・保健事業費、2項・特定健康診査等事業費、1目・特定健康診査等事業費で増額補正をお願いしておりますが、いずれも人件費に係るものですので、説明は割愛させていただきます。

次に、歳入の説明に移らせていただきます。

5ページ、6ページをお願いいたします。サムネイルは7、8でございます。

6款・繰入金、1項・他会計繰入金、1目・一般会計繰入金に25万4,000円の増額補正をお願いしております。内訳は、5節・事務費繰入金で25万4,000円を計上しております。こちらは、特別会計の総務費に係る分を一般会計から繰り入れるものでございます。

7款・繰越金、1項・繰越金、1目・繰越金に3万7,000円の増額補正をお願いしております。内訳は、1節・繰越金で3万7,000円を計上しております。こちらは前年度繰越金でございます。

説明は以上です。

◎議案第63号の詳細説明

○議長（奥山 幸洋） 続きまして、議案第63号の説明を歳入、歳出併せてお願いいたします。

健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（青木 大輔） それでは、歳出から説明させていただきます。介護保険特別会計予算説明書の9ページ、10ページをご覧ください。

1 款・総務費、1 項・総務管理費、1 目・一般管理費、12 節・委託料に212 万8,000円を計上しております。これは電算委託料で、令和6年度法改正に伴う介護保険システムの改修費でございます。

2 款・保険給付費、1 項・介護サービス等諸費、1 目・居宅介護サービス給付費、18 節・負担金補助及び交付金に3,000万円を計上しております。これは居宅介護サービス給付費に係るもので、実績見込額に基づき追加補正をお願いするものです。

7 目・居宅介護福祉用具購入費、18 節・負担金補助及び交付金に200万円を計上しております。これは、居宅介護福祉用具購入費の実績見込みにより不足が見込まれるため、その分の増額をお願いするものです。

8 目・居宅介護住宅改修費、18 節・負担金補助及び交付金に300万円を計上しております。これは、居宅介護住宅改修費の実績見込みにより不足が見込まれるため、その分の増額をお願いするものです。

2 項・介護予防サービス等諸費、1 目・介護予防サービス給付費、18 節・負担金補助及び交付金に150万円を計上しております。こちらは、介護予防サービス給付費の実績見込みにより不足が見込まれるため、その分の増額をお願いするものです。

5 目・介護予防福祉用具購入費、18 節・負担金補助及び交付金に30万円を計上しております。こちらは、介護予防福祉用具購入費の実績見込みにより不足が見込まれるため、その分の増額をお願いするものです。

続いて、11ページ、12ページの4 項・高額介護サービス等費、1 目・高額介護サービス費、18 節・負担金補助及び交付金に750万円を計上しております。こちらは、高額介護サービス費の実績見込みにより不足が見込まれるため、その分の増額をお願いするものです。

3 款・地域支援事業費につきましては、職員の人件費に係るものですので、説明は割愛させていただきます。

続きまして、歳入の説明に移らせていただきます。

5 ページ、6 ページをお願いいたします。

2 款・国庫支出金、1 項・国庫負担金、1 目・介護給付費国庫負担金、1 節・介護給付費国庫負担金に886万円を計上しております。こちらは、歳出で説明いたしました保険給付費に係る国の負担分で、負担割合は20%でございます。

2 項・国庫補助金、1 目・調整交付金、1 節・現年度分調整交付金に221万5,000円を計上しております。こちらは、先ほど申し上げました保険給付費に係る国の調整交付金分で、負担割合は5%でございます。

3 目・地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）、1 節・現年度分に147万7,000円を計上しております。こちらは、歳出で説明いたしました地域支援事業費に係る国の交付金分で、負担割合は38.5%でございます。

3 款・支払基金交付金、1 項・支払基金交付金、1 目・介護給付費交付金、1 節・介護給付費交付金に1,196万1,000円を計上しております。こちらは、先ほど申し上げました保険給付費に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金分で、負担割合は27%でございます。

4 款・県支出金、1 項・県負担金、1 目・介護給付費県負担金、1 節・介護給付費県負担金に553万9,000円を計上しております。こちらは、先ほど申し上げました保険給付費に係る県負担分で、負担割合は12.5%でございます。

2 項・県補助金、2 目・地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）、1 節・現年度分に73万6,000円を計上しております。こちらは、歳出で説明しました地域支援事業費に係る県の交付金分で、負担割合は19.25%でございます。

6 款・繰入金、1 項・一般会計繰入金、1 目・介護給付費繰入金、1 節・現年度分に553万9,000円を計上しております。こちらは、先ほど申し上げました保険給付費に係る町負担分の一般会計からの繰入金で、負担割合は12.5%でございます。

3目・地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）、1節・現年度分に73万5,000円を計上しております。地域支援事業費に係る町負担分の一般会計からの繰入金で、負担割合は19.25%でございます。

4目・事務費繰入金、1節・事務費繰入金に221万5,000円を計上しております。介護保険特別会計、総務費の1目・一般管理費に係る町負担分で、一般会計からの繰入金でございます。町の負担割合は100%でございます。

7款・繰越金、1項・繰越金、1目・繰越金、1節・繰越金に1,106万5,000円を計上しております。これは前年度の繰越金でございます。

◎議案第64号の詳細説明

○議長（奥山 幸洋） 続きまして、議案第64号の説明を歳入、歳出併せてお願いいたします。

住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（日置 加奈子） では、歳出から説明をさせていただきます。

予算に関する説明書、後期高齢者医療特別会計の7ページ、8ページをご覧ください。

1款・総務費、1項・総務管理費、1目・一般管理費につきましては、人件費に係るものでございますので、説明は割愛させていただきます。

2款・後期高齢者医療広域連合納付金、1項・後期高齢者医療広域連合納付金、1目・後期高齢者医療広域連合納付金に59万2,000円の増額補正をお願いしております。内訳といたしましては、18節・負担金補助及び交付金に59万2,000円を計上しております。こちらは、保険基盤安定制度負担金の確定に伴い、追加分を増額するものでございます。

4款・諸支出金、2項・繰出金、1目・繰出金に1,618万9,000円の増額補正

をお願いしています。内訳といたしましては、27節・繰出金で1,618万9,000円を計上しております。こちらは、令和4年度の療養給付費負担金の精算に伴う返還金を一般会計へ戻すものでございます。

次に、歳入の説明に移らせていただきます。

5ページ、6ページをお願いいたします。

3款・一般会計繰入金、1項・一般会計繰入金、1目・事務費繰入金に16万1,000円の増額補正をお願いしています。内訳は、1節・事務費繰入金で16万1,000円を計上しております。こちらは、先ほど申し上げた特別会計、歳出の総務費に係る分を一般会計から繰り入れるものでございます。

2目・保険基盤安定繰入金に59万2,000円の増額補正をお願いしております。内訳は、1節・保険基盤安定繰入金で59万2,000円を計上しております。こちらは、先ほど申し上げた特別会計、歳出の後期高齢者医療広域連合納付金に係る分を一般会計から繰り入れるもので、歳出の増額に伴い増額するものです。

5款・諸収入、3項・雑入、1目・雑入に1,618万9,000円の増額補正をお願いしています。内訳は、1節・雑入で1,618万9,000円を計上しております。こちらは、先ほど歳出、諸支出金のところで説明申し上げました令和4年度療養給付費負担金の精算による返還金でございます。

以上です。

◎議案第65号の詳細説明

○議長（奥山 幸洋） 続きまして、議案第65号の説明を収入、支出併せてお願いいたします。

上下水道課長。

○上下水道課長（肥留間 誠） それでは、歳出から説明いたします。

06、水道事業会計補正予算（第1号）予算に関する説明書の1、2ページをご覧ください。

収益的支出の1款・水道事業費用、1項・営業費用、4目・総係費で121万5,000円を追加計上しております。主に職員の人件費に係る補正でございますが、このうち13節・印刷製本費の6万3,000円につきましては、封筒の増刷による追加補正をお願いしております。

続いて、3、4ページをご覧ください。

資本的支出の1款・資本的支出、1項・建設改良費、1目・建設改良費で17万1,000円を計上しております。こちらにつきましては、職員の人件費に係る補正でございます。

続いて、歳入でございます。

5ページをご覧ください。

収益的支出に係る歳入につきましては、補正予定キャッシュ・フローのⅠ、業務活動によるキャッシュ・フローにお示ししておりますとおり、当年度純利益見込額を変更することで対応いたします。また、資本的支出に係る歳入につきましては、議案書第4条に規定する過年度分損益勘定留保資金等の補填額を変更することで対応いたします。

6ページ以降は人件費関係でございますので、説明を省略させていただきます。

◎議案第66号の詳細説明

○議長（奥山 幸洋） 続きまして、議案第66号の説明を収入、支出併せてお願いいたします。

上下水道課長。

○上下水道課長（肥留間 誠） 続いて、歳出から説明いたします。

07、下水道事業会計補正予算（第1号）予算に関する説明書の1、2ページをご覧ください。

収益的支出の2款・下水道事業費用、1項・営業費用、3目・処理場費、10節・光熱水費で15万円を追加計上しております。笹笹処理場の機械冷却用水道水をもって水冷式で機械を冷却しておりますが、この夏の猛暑により、その冷却水道水の使用量が増加したことにより、水道料金の追加補正をお願いするものでございます。

続いて、6目・総係費で399万4,000円の減額を計上しております。主に職員の人件費に係る補正でございます。このうち14節・印刷製本費の8,000円につきましては、水道事業と同じく、封筒の増刷による追加補正でございます。

歳入につきまして説明いたします。

3ページ、サムネイル5をご覧ください。

収益的支出に係る歳入につきましては、水道と同じく、補正予定キャッシュ・フロー計算書のI、業務活動によるキャッシュ・フローのとおり、当年度純利益見込額等を変更することで対応いたします。

4～7ページについては人件費関係でございます。説明を省略させていただきます。

続いて、8、9ページに令和5年4月1日付補正予算開始貸借対照表、並びに10、11ページに令和6年3月31日時点の補正予算予定貸借対照表を掲示しております。これにつきましては、本年9月の議会におきまして令和4年度の決算額を確定いただいたことにより、当初予算において見込額にて作成しておりましたそれぞれの貸借対照表を改めたものでございます。

○議長（奥山 幸洋） 以上で一括上程しました各議案の詳細説明を終わります。

本日の審議予定は説明までですので、質疑、討論、採決は12月15日に行うことにします。

建設課長より発言を求められておりますので、これを許可します。

建設課長。

○建設課長（西尾 直伸） すみません、貴重な時間をお借りしています。

11日に行われた辻井議員の一般質問の答弁の中で答弁が漏れておりましたので、改めて答弁させていただきたいと思います。

辻井議員より、中町役場馬之上線の辻井議員の資料のFの箇所、狭い通学路の続きはどうするのかと。このときに暫時休憩がありましたので、その間のところでございます。

この先、明和の里までは今も通学路ですが、新小学校の通学路となる予定であるため、社会資本整備交付金事業にて令和6年度新規要望をし、検討していく予定でございます。

しかし、事業採択及び事業採択後の交付金は町の要望どおりでないこともあり、新小学校開校の令和8年度までに整備が間に合わない場合もございます。その場合は、通学路は今のグリーンの側となります。町としては、しっかり保全し柔軟に対応していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（奥山 幸洋） これで建設課長の報告を終わります。

◎散会の宣告

○議長（奥山 幸洋） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。

ご協力、誠にありがとうございました。

（午前 11時 06分）
